

浜中町福祉職修学資金貸付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、浜中町福祉職修学資金貸付条例（令和4年年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸付の申請)

第2条 条例第2条及び第4条の規定による修学資金の貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福祉職修学資金貸付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（別記様式第2号）
- (2) 条例第2条の規定による申請者については、在学証明書又は入学決定通知書の写
- (3) 条例第4条第1項の規定による申請者については、卒業証明書、卒業見込証明書及び浜中町内の福祉施設又は行政機関等（以下「町内福祉施設等」という。）において就業予定の該当資格免許証の写し
- (4) 条例第4条第2項の規定による申請者については、この条例以外の制度による修学資金の貸付決定書、貸付残額の確認ができる書類及び町内福祉施設等において就業予定の該当資格免許証の写し
- (5) 申請者と連帯保証人の住民票
- (6) 連帯保証人の納税証明書又は未納がない証明書（以下「納税証明書等」という。）
- (7) その他町長が必要と認めた書類

2 前項の福祉職修学資金貸付申請書及び誓約書には、連帯保証人2人が連署しなければならない。

3 前2項の連帯保証人は、市町村税を滞納していない者とする。

(申請期間)

第3条 申請者は、次の各号に掲げる期間内に町長に申請しなければならない。

- (1) 条例第2条の規定による申請者は、福祉職の養成機関に入学が決定した日から正規の修学期間中（休学、留年による期間は除く。）
- (2) 条例第4条の規定による申請者は、町内福祉施設等の業務に従事することが内定した旨の通知があった日から従事後3月までの期間

(貸付の決定通知)

第4条 町長は、第2条に規定する福祉職修学資金貸付申請書を受理したときは、その内容を審査し、福祉職修学資金貸付承認通知書（別記様式第3号）により申請者に通知する

ものとする。

(修学資金の交付及び借用証書)

第5条 前条の規定により貸付の承認を受けた者で条例第2条の規定による貸付の決定を受けた者(以下「貸付決定者」という。)は、毎年度町長が定める日までに、条例第4条の規定による貸付決定者は当該承認を受けた日から30日以内に、福祉職修学資金交付請求書(別記様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 条例第2条の規定による貸付決定者は、その者の在学期間中毎月条例第3条に定める額をその月分の修学資金として貸付し、条例第4条の規定による貸付決定者には同条に定める額を一括貸付する。

3 貸付決定者は、修学資金の全部の貸付が終了したとき、又は条例第7条の規定により貸付の決定を取り消されたときは、連帯保証人と連署のうえ、福祉職修学資金借用証書(別記様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(届出)

第6条 修学資金の貸付を受けている者又は受けた者(以下「借受人」という。)若しくは連帯保証人は、貸付を受けた修学資金の償還が終わるまでの間に次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかにその旨を福祉職修学資金貸付状況変更届出書(別記様式第6号)により町長に届け出なければならない。

(1) 借受人又は連帯保証人の住所又は氏名に変更が生じたとき。

(2) 借受人が福祉職として勤務しなくなったとき。

(3) 連帯保証人が死亡、破産、失踪又はその他の事情により、その適性を失ったとき。

(4) 借受人の修学状況に変更が生じたとき。

(貸付の取消等)

第7条 町長は、条例第7条の規定により貸付の取消し等をしたときは、福祉職修学資金貸付承認取消・休止通知書(別記様式第7号)により借受人に通知するものとする。

(修学状況報告)

第8条 条例第2条の規定による借受人は、貸付期間中毎年4月1日現在の修学状況を確認できる書類を5月31日までに町長に提出しなければならない。

(業務従事状況報告)

第9条 条例第4条の規定による借受人は、条例第8条の規定に該当するに至るまでの間、毎年4月1日における業務従事の状況を業務従事報告書(別記様式第8号)により、5月31日までに町長に報告しなければならない。

(償還の免除の特例)

第10条 第4条に規定する看護師等修学資金貸付承認通知書による貸付の通知を受けた者のうち条例第2条の規定による貸付を受けた者で、貸付の通知を受けた日において将

来町内福祉施設等に勤務することができるとされた者について、町内福祉施設等の事情により勤務することができなくなったときで町長が特に必要と認める場合は、貸付金の償還を免除することができる。

(償還の免除)

第11条 条例第8条の規定により、貸付金の償還の債務の全部又は一部の免除を受けようとする者は、福祉職修学資金償還免除申請書(別記様式第9号)に在職証明書(別記様式第10号)を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する福祉職修学資金償還免除申請書を受理したときは、その内容を審査し、免除の可否を決定し、福祉職修学資金償還免除承認通知書(別記様式第11号)により申請者に通知するものとする。

(在職期間の計算)

第12条 条例第8条の規定による在職期間の計算については、借受人が勤務した日の属する月から退職した日の属する月までの月数により計算するものとする。

2 前項の規定において勤務した日又は退職した日の属する月の勤務日数が15日未満の場合は在職期間に含まない。ただし、勤務した日又は退職した日の属する月の勤務日数が合算して15日以上となる場合は1月に換算するものとする。

3 前項の勤務日数の1日当たりの勤務時間は、正規職員の1日当たりの勤務時間と同じ時間勤務した場合とし、短時間勤務は勤務日数に含まない。

(償還の一部免除)

第13条 条例第8条の規定により免除することができる貸付金の償還額は、当該借受人に係る貸付の総額に当該借受人が勤務した期間を乗じて得た額に、条例第8条第1項の規定により償還の債務の全部の免除を受けることができる勤務期間に相当する期間で除して得た額の100分の90に相当する額とする。

(償還金等の納付)

第14条 条例第9条及び第10条に規定する貸付金等の償還は、町長の発行する納付書により指定の期日までに納付するものとする。

(償還金の減免等の申請)

第15条 条例第11条の規定により償還金の減免若しくは償還方法の変更を受けようとする者は、福祉職修学資金償還金減免(償還方法変更)申請書(別記様式第12号)に、その事実を証する書面を添えて町長に申請しなければならない。また、条例第10条の規定による違約金の減免を受けようとする者にあっても同様とする。

2 町長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、償還金の減免又は償還方法の変更若しくは違約金の減免を決定し、福祉職修学資金償還金減免(償還方法変更)承認通知書(別記様式第13号)により通知するものとする。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、修学資金の貸付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

福祉職修学資金貸付申請書

年 月 日

浜中町長 様

住所
申請者 氏名 ⑩
電話

次のとおり福祉職修学資金の貸付を受けたいので、浜中町福祉職修学資金貸付規則第2条の規定により申請します。

申請者	本籍地				
	住所		〒		
	ふりがな氏名				電話番号
	生年月日		年 月 日生	性別	男・女
	養成機関	名称			
		所在地			
		入学期日	年 月 日		
	貸付希望金額		月額	円	
	貸付希望期間		年 月 ～ 年 月 (年 月間)		
連帯保証人	本籍地				
	住所		〒		
	ふりがな氏名				電話番号
	生年月日		年 月 日生	性別	男・女
	職業(勤務先)				申請者との続柄
連帯保証人	本籍地				
	住所		〒		
	ふりがな氏名				電話番号
	生年月日		年 月 日生	性別	男・女
	職業(勤務先)				申請者との続柄

添付書類

- 1 誓約書（別記様式第2号）
- 2 条例第2条の規定による申請者については、在学証明書又は入学決定通知書の写
- 3 条例第4条第1項の規定による申請者については、卒業証明書、卒業見込証明書及び町内福祉施設等において就業予定の該当資格免許証の写
- 4 条例第4条第2項の規定による申請者については、この条例以外の制度による修学資金の貸付決定書、貸付残額の確認ができる書類及び町内福祉施設等において就業予定の該当資格免許証の写
- 5 申請者と連帯保証人の住民票
- 6 連帯保証人の納税証明書又は未納がない証明書
- 7 その他町長が必要と認めた書類

誓 約 書

年 月 日

浜中町長 様

申請者氏名 ⑩

連帯保証人氏名 ⑩

連帯保証人氏名 ⑩

福祉職修学資金の貸付を受けることになった場合は、浜中町福祉職修学資金貸付条例及び浜中町福祉職修学資金貸付規則の規定を誠実に遵守するとともに、養成機関を卒業し福祉職の免許を取得した後は、浜中町内で福祉職として定められた期間、勤務することを誓います。

また、浜中町福祉職修学資金貸付条例及び浜中町福祉職修学資金貸付規則の規定により修学資金の償還の義務が生じた場合は、確実に償還することを連帯保証人と連署のうえ、誓約いたします。

福祉職修学資金貸付承認通知書

年 月 日

様

浜中町長

㊟

年 月 日付で申請のあった浜中町福祉職修学資金の貸付について次のとおり承認したので、浜中町福祉職修学資金貸付条例第2条及び浜中町福祉職修学資金貸付規則第4条の規定により通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 貸付承認	<input type="checkbox"/> 貸付不承認
決定年月日	年	月 日
貸付決定期間	年 月から	年 月まで
貸付決定額	円 (月額 円)	
不承認の理由		

福祉職修学資金交付請求書

年 月 日

浜中町長 様

住所
申請者 氏名 ⑩
電話

浜中町福祉職修学資金の交付の決定を受けましたので、浜中町福祉職修学資金貸付規則第5条第1項の規定により、次のとおり貸付金の交付を請求します。

交付請求額	円 (月額 円)				
	期間	年	月～	年	月
振込先	金融機関	銀行・信用金庫			支店
	振込口座	種目	普通・当座	口座番号	
		ふりがな 口座名義			

福 祉 職 修 学 資 金 借 用 証 書

浜中町福祉職修学資金として次のとおり借用しました。

つきましては、浜中町福祉職修学資金貸付条例及び浜中町福祉職修学資金貸付規則の規定を遵守し、誠実に償還を履行します。

年 月 日

浜中町長 様

借 受 人 住所
氏名 ①

連帯保証人 住所
氏名 ①

連帯保証人 住所
氏名 ①

借用金額 一金 円
借用期間 年 月 日から 年 月 日まで

福祉職修学資金貸付状況変更届出書

年 月 日

浜中町長 様

住所
届出者 氏名
電話

㊞

浜中町福祉職修学資金について、先に届出した内容に変更が生じたので、次のとおり届出いたします。

1 借受人又は連帯保証人の住所又は氏名の変更

変更内容		変更前	変更後
借受人	住所		
	氏名		
連帯保証人	住所		
	氏名		

2 借受人の勤務状況の変更

借受人氏名	変更前	変更後	変更理由

3 連帯保証人の誓約

年 月 日			
私は、(借受人) が浜中町から貸付を受けた修学資金の償還について、先に届け出た に代わり連帯保証人となることを承諾し、浜中町福祉職修学資金貸付条例及び浜中町福祉職修学資金貸付規則の規定を遵守し、誠実に償還を履行します。			
連帯保証人	住所		電話番号
	氏名		㊞ 性別 男・女
	生年月日		年 月 日生
	職業 (勤務先)		続柄

* 新たな連帯保証人の住民票及び納税証明書又は未納がない証明書を添付すること。

4 借受人の修学状況の変更

借受人氏名	変更前	変更後	変更理由

福祉職修学資金貸付承認取消・休止通知書

年 月 日

様

浜中町長

㊟

年 月 日付けで承認を受けていた浜中町福祉職修学資金の貸付について次のとおり承認の取消又は休止したので、浜中町福祉職修学資金貸付条例第7条及び浜中町福祉職修学資金貸付規則第7条の規定により通知します。

決定年月日	年 月 日
貸付期間	年 月から 年 月まで
取消期間	年 月から 年 月まで
休止期間	年 月から 年 月まで
貸付額	円 (月額 円)
取消・休止の理由	

業務従事報告書

年 月 日

浜中町長 様

住 所
報告者 氏 名 ⑩
電 話

浜中町福祉職修学資金貸付規則第9条の規定により業務従事状況について次のとおり報告します。

就業施設名	
所在地	
従事状況	年4月1日現在上記施設に従事している

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

就業施設名

就業施設長

⑩

福祉職修学資金償還免除申請書

年 月 日

浜中町長 様

住所
申請者 氏名 ⑩
電話

浜中町福祉職修学資金貸付条例第8条の規定による福祉職修学資金の償還の免除をしていただきたく、浜中町福祉職修学資金貸付規則第10条第1項の規定により申請します。

未償還額	円
償還免除申請額	円
申請理由	
添付書類	

在職証明書

年 月 日

浜中町長 様

住 所
報告者 氏 名 ①
電 話

浜中町福祉職修学資金貸付規則第10条第1項の規定により町内福祉施設等に在職していた期間について次のとおり報告します。

在職施設名	
所 在 地	浜中町
在職期間	年 月 日～ 年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

就業施設名

就業施設長

①

福祉職修学資金償還免除承認通知書

年 月 日

様

浜中町長

㊟

年 月 日付けで申請のあった浜中町福祉職修学資金の償還の免除について次
のとおり承認したので、浜中町福祉職修学資金貸付条例第 8 条及び浜中町福祉職修学資金貸付規則第
1 0 条第 2 項の規定により通知します。

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 償還免除承認	<input type="checkbox"/> 償還免除不承認
決 定 年 月 日	年	月 日
償還免除承認額	月額	円
	合計	円
不承認の理由		

福祉職修学資金償還金減免（償還方法変更）申請書

年 月 日

浜中町長 様

住所
申請者 氏名 ㊟
電話

浜中町福祉職修学資金貸付条例第11条の規定による福祉職修学資金の償還金の減免（償還方法の変更）をしていただきたく、浜中町福祉職修学資金貸付規則第14条第1項の規定により申請します。

未償還額	円
償還金減免申請額	円
申請理由	
償還方法	
添付書類	

福祉職修学資金償還金減免（償還方法変更）承認通知書

年 月 日

様

浜中町長

㊟

年 月 日付けで申請のあった浜中町福祉職修学資金の償還金の減免（償還方法の変更）について次のとおり承認したので、浜中町福祉職修学資金貸付条例第11条及び浜中町福祉職修学資金貸付規則第14条第2項の規定により通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 償還金の減免承認	<input type="checkbox"/> 償還金の減免不承認
決定年月日	年	月 日
償還金の減免承認額	円（月額 円）	
償還方法の変更		
違約金の減免承認額	円	
不承認の理由		